

「治療用装具」の療養費申請について

療養費はあらかじめ必ず支給することが確約、保証されているものではありません。

申請いただきました内容に基づき、審査を行い支給可否が判断されます。

装具装着時に受診状況や装着後の治療状況を確認してからの支給となるため、療養費の支給決定までにはお時間がかかります。(3~4ヵ月ほど)

適正な療養費支給のために必要となりますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

治療用装具の申請に必要なもの

- ① 療養費支給申請書(治療用装具用)
- ② 医師の証明書
- ③ 領収書(作製装具の明細内容を含むもの)
- ④ 装具作製確認書[兼同意書](当健保様式有) ※治療用眼鏡・弾性着衣は不要
- ⑤ 装具の写真(専用の貼付台紙に装具の写真を貼り、提出) ※治療用眼鏡・弾性着衣は不要
- ⑥ 同意書(当健保書式有) *小児弱視等治療用眼鏡・弾性着衣の場合のみ

※ご提出いただいた内容に基づき審査を行います。

記入誤り・記入もれ等にご注意いただき、必要書類を全て添付の上で申請書をエア・ウォーター健康保までご郵送ください。

療養費の対象となる治療用装具の例

- 保険医による診察・指示に基づいて作製されたものであること
- 治療のために必要不可欠なものであること
- 患者の体に合わせて作られたオーダーメイド品・既製品であること
- 患者への採型・採寸、装着(適合)のいずれの過程にも義肢装具士が関与しているもの

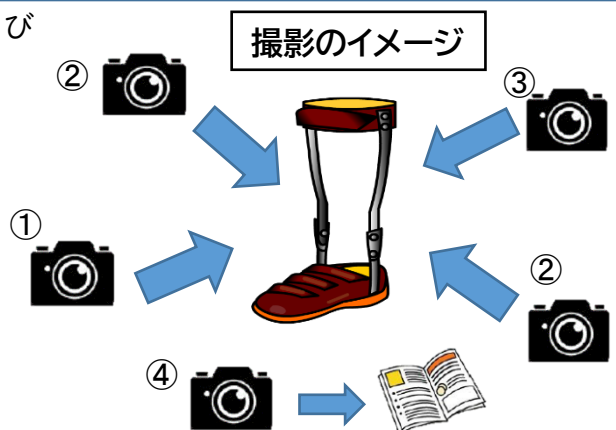
装具の写真の撮影方法について

・作成された装具すべてに対し、下記の方向および箇所について撮影してください。

- ① 正面
- ② 側面(左右)
- ③ 裏面(正面の反対側)
- ④ 取扱説明書、タグ、ロゴ、商標、その他付属品等

※装具の形状が確認できない場合、再提出をお願いすることがあります。

※小児弱視等の治療用眼鏡・弾性着衣の申請については、写真の添付の必要はありません。



写真の提出方法について

・撮影した装具の写真を専用の貼り付け台紙に貼って提出してください。

※専用の貼付台紙は健保組合のホームページよりダウンロードできます。Excelファイルとなっていますので、撮影した画像を貼付し印刷することができます。

【お問い合わせ】

エア・ウォーター健康保険組合(TEL:011-212-2841) 給付担当まで